

社債権者集会

1 意義

社債の利払や償還が順調に進まない場合、あるいは進まない恐れが生じた場合に、社債権者として何らかの対応をとる必要が生じる場合がある。この場合に個々の社債権者の権利行使に任せずに、社債管理者が社債権者のためにその権利を行使する仕組みが存在することは、既に述べたとおりである。

しかし、社債権者自身の意思決定が必要な場合もあり、これを社債管理者が個別に意思確認することは極めて困難である。そこで、社債権者の意思決定の場面でも同じ種類の社債権者の集会によって集団的に意思決定を行う方法が採用される。これが社債権者集会である。

社債権者集会は同じ種類の社債権者によって組織される（715）。したがって、同一会社が社債を複数回発行している場合に、それぞれが異なる種類の社債になると別々に社債権者集会が組織されることになる。

2 権限

社債権者集会は、法定事項及び社債権者の利害に関する事項について決議することができる（716）。法定事項としては、次のようなものがある。

- i 社債の全部についてする支払いの猶予・責任免除・和解（706 I ①）¹
- ii 上記 i を除く訴訟行為、破産手続等に関する行為をすることの承認（706 I ②）²
- iii 期限の利益喪失措置（739 I）
- iv 債権者異議手続における異議申述の決定³（740 I）
- v 代表者債権者・決議執行者の選任・解任（736 I、737 I 但書、738）
- vi 代表社債権者・決議執行者による弁済等の取消の訴えの提起の決定⁴（865 III）
- vii 社債管理者の辞任の同意（711 I）、解任の申立（713）、社債管理者の事務の承継の同意（714）
- viii 特別代理人の選任（707）
- ix 集会の延期・続行（739）

3 社債権者集会の手続

（1）招集

¹ ただし、社債発行事項の決定の中で別段の定めをすることが可能で（706 I 但書）、その場合は社債権者集会が必要な場合があり得る。

² 前掲注 1 と同じ。

³ この場合、裁判所は利害関係人の申立により社債権者のために異議を述べる機関を伸張することができる（740 I 後段）。また、これとは別に社債管理委託契約に別段の定めがない限り社債管理者も社債権者のために独自に異議を述べる（740 II）。

⁴ この訴えも、社債管理者も独自に社債権者のために訴えを提起する権限がある（865 II）。

社債権者集会は、必要があればいつでも招集できる（717 I）。

招集権者は、社債発行会社又は社債管理者が原則である（717 II）。

ただし、ある種類の社債につき、社債の総額⁵の10分の1以上に当たる社債を有する少数社債権者は、社債発行会社又は社債管理者に対し、集会の目的である事項及び招集の理由を示して社債権者集会の招集を請求することができ⁶（718 I）、招集の請求を受けた社債発行会社又は社債管理者が遅滞なく招集の手続を行わず、または招集請求があった日から8週間以内の日を集会期日とする招集通知が発せられない場合は、招集請求をした少数社債権者は裁判所の許可を得て自ら社債権者集会を招集できる（718 III）。

社債権者集会を招集する者は、社債権者集会の日時・場所、目的事項、電磁的方法により議決権を行使できることとする場合はその旨及び行使期限、社債権者集会参考書類記載事項、書面による議決権の行使期限、重複議決権行使の場合の取り扱い、白紙の議決権行使書面の取り扱い、等を定める（719、施行規則172）。

その他の招集手続は、株主総会の招集手続とほぼ同様である（720乃至722、730）⁷。

（2）議決権

社債権者の議決権は、その有する社債の金額の合計額に応じて議決権を有する（723 I）。ただし、償還済の額及び自己社債は議決権を有しない（723 I 括弧書、723 II）。

無記名社債の社債権者は、集会の日の1週間前までに社債券を招集者に提示しなければならない（723 III）。

（3）行使方法

議決権の行使方法は、社債権者自らが出席して行使することができることは当然として、代理人による議決権行使（725）、書面による議決権行使⁸（726）が可能で、電磁的方法による議決権行使を認めた場合は、これによることも可能である（727）。議決権の不統一行使も可能である（728）。以上の点は、株主総会の場合とほとんど異なる。

（4）議事

社債発行会社や社債管理者は、その代表者又は代理人を出席させ、または書面により意見を述べるることができる（729 I 本文）。社債管理者に特別代理人が選任されている場合は、社債管理者ではなく特別代理人が出席することができる（729 I 但書）。

社債権者又は招集者は、必要があると認めるときは社債権者集会の決議に基づいて社債発行会社の代表者又はその代理人に出席を求めることができる（729 II）。

社債権者集会の招集者は、議事録を作成する（731 I）。この議事録は社債発行会社の本店に10年間備え置く（731 II）。社債管理者及び社債権者は、社債発行会社の営業時間内

⁵ ただし、償還済の額（718 I 括弧書）及び自己社債の額（718 II）を除く。

⁶ 無記名社債の社債権者の場合、社債券を社債発行会社又は社債管理者に示す必要がある（718 IV）。

⁷ ただし、無記名社債を発行している場合は、社債権者集会の3週間前までに公告する必要がある（720 IV）。この公告は、社債発行会社における公告の方法で行うが、社債発行会社以外の者が招集する場合で、社債発行会社の公告方法が電子公告である場合は、官報に掲載する方法で広告する（720 V）

⁸ 株主総会の議決権と異なり、社債権者は常に書面による議決権行使が可能である。

は、いつでも議事録の閲覧謄写請求が可能である（731Ⅲ）。

（5）決議

社債権者集会の決議は、出席した議決権者の議決権の総額の過半数の賛成による（724Ⅰ）。普通決議である。ただし、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の賛成が必要な決議（特別決議）が必要な議案もある（724Ⅱ）。それは次のとおりである。

- i 社債の全部についての支払い猶予・責任免除、又は訴訟手続、破産手続等に属する行為に関する事項
- ii 上記 i を社債管理者が行うことの承認
- iii 代表者債権者・決議執行者の選任・解任

（6）決議の認可

社債権者集会の決議は、決議のみによって当然にその効力を認めるわけではなく、裁判所の認可にかからしめている。社債権者集会決議の内容は、社債権者に譲歩を強いる内容である場合が多いので、裁判所の後見的役割が期待されるのである。

社債権者集会決議があった場合は、招集者は決議後 1 週間以内に裁判所に対し認可の申立をしなければならない（732）。裁判所は、次の場合には決議の認可をすることができない。

- i 招集手続、決議方法が法令、社債の募集のための発行会社の事業その他事項に関する説明に用いた資料に起債・記録された事項に反するとき（733①）。
- ii 決議が不正の方法により成立したとき（733②）
- iii 決議が著しく不公正であるとき（733③）
- iv 決議が社債権者一般の利益に反するとき（733④）

以上の不認可事由に該当しない場合は、裁判所は認可することになる。認可決定がなされると、社債権者集会の決議の効力が生じる（734Ⅰ）。その効力は同一種類の社債権者全員に対して生じる（734Ⅱ）。

なお、裁判所の認可、不認可の決定は、社債発行会社が遅滞なく公告しなければならない（735）。

（7）費用等

社債権者集会に関する費用は、社債発行会社が負担する（742Ⅰ）。認可の申立の費用も同様であるが、この費用に関しては、裁判所は、社債発行会社その他利害関係人の申立てにより又は職権で、当該費用の全部又は一部について、招集者その他利害関係人の中から別に負担者を定めることができる（742Ⅱ）。

（8）代表社債権者・決議執行者

社債権者集会は、その特別決議により当該種類の社債の総額（償還済の額及び自己社債は除く）の1000分の1以上を有する社債権者の中から1人または2人以上の代表者債権者を選任し、この代表社債権者に決議事項についての決定を委任することができる（736

I)。包括的委任であってもよいとされており、社債管理者が設置されていない場合の社債管理者に変わる権限行使を認めるような場合に役立つ。

また、社債権者集会決議に執行を要する場合は、社債管理者又は代表社債権者が執行するが、別に決議執行者を選任することもできる（737）。

代表社債権者や決議執行者は、その決議の執行として弁済を受領する権限、及び裁判上、裁判外の一切の権限を有する（737Ⅱ、705Ⅰ）。この場合の権利行使の方法は、社債管理者が権限行使する場合と同様の方法となる（737Ⅱ、708、709）。

社債権者集会は、その特別決議によりいつでも代表社債権者や決議執行者を解任し、あるいはこれらの者に委任する事項を変更することができる（738）。

代表社債権者及び決議執行者の報酬、事務処理費用及びその支出した日以降の利息、過失なく受けた損害の賠償額は、裁判所の許可を得て社債発行会社の負担とすることができる（741Ⅰ）。裁判所への申立は、基本的に代表社債権者、決議執行者自らが行う（741Ⅱ）。許可があると、代表社債権者、決議執行者が社債の弁済として受けた弁済額から社債権者に先立って弁済を受けることができる（741Ⅲ）。